

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 株式会社東光高岳
(旧会社名 株式会社東光高岳ホールディングス)

【英訳名】 TAKAOKA TOKO CO., LTD.
(旧英訳名 TAKAOKA TOKO HOLDINGS CO.,LTD.)
(注)平成26年4月1日から会社名を「株式会社東光高岳
(英訳名TAKAOKA TOKO CO.,LTD.)」に変更しました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高津 浩明

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(注)平成26年4月1日から本店は上記に移転しました。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高津浩明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているか評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースの売上高の概ね2/3に達する事業拠点を選定しました。当該事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成26年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、平成25年12月26日開催の取締役会において、平成26年4月1日付で当社を存続会社として子会社の株式会社高岳製作所と東光電気株式会社を吸収合併（以下、「本件合併」という）することを決議し、また、平成26年2月7日開催の臨時株主総会において、商号を変更することを決議し、平成26年4月1日より「株式会社東光高岳ホールディングス」から「株式会社東光高岳」に変更いたしました。本件合併により、株式会社高岳製作所と東光電気株式会社は、吸収合併消滅会社として解散いたしました。この本件合併は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。